

# 事 案 一 覧 表

申請種別：乗合バスの上限運賃変更

平成26年7月3日  
自動車局旅客課

諮問いたしたい事案  
三重交通(株) (三重県・東海ブロック)

# 目 次

上限運賃変更を申請した乗合バス事業者の申請内容 . . . . .	1
三 重 交 通 (株) (三重県・東海ブロック)	
申請事業者の概要 . . . . .	4
上限運賃改定申請の概要 . . . . .	5
参考資料 . . . . .	6
「説明及び意見を聴く会」の開催について . . . . .	10

# 上限運賃変更を申請した乗合バス事業者の申請内容①

事業者名	三重交通(株)	
前々回改定実施年月日	平成7年12月1日	
前々回平均値上率	4.8%	
前回改定実施年月日	平成9年4月1日 (消費税率引上げ(3→5%)分転嫁)	平成26年4月1日 (消費税率引上げ(5→8%)分転嫁)
前回平均値上率	1.9%	2.3%
現行上限運賃と改定運賃の比較	現行上限運賃	申請上限運賃
地帯制運賃 1区	210円	230円
2区	230円	260円
3区	250円	290円
キロあたり賃率	44円90銭	51円40銭
初乗り運賃	170円	190円
平均改定率	14.1%(実施運賃平均改定率2.3%)	
申請年月日	平成26年3月31日	
実施予定日	平成26年10月1日	

※当該申請における現行上限運賃については、平成26年4月1日からの消費税率引上げ分として、同年3月4日に変更認可済みである。

# 上限運賃変更を申請した乗合バス事業者の申請内容②-1

申請者	申請 前回実施 年月日	変更内容				平均 値上率 (%)		
		現 行		申 請			変 更	
三重交通㈱ 取締役社長 くもい だい 雲井 敬  所在地 三重県津市  エリア 三重県全域等  資本金 4,017百万円  車両数 522両	申請 H26.3.31  前回実施 H9.4.1  前々回実施 H7.12.1	地帯制運賃 (津市内の特定地帯 5地帯を設定) 1区210円、2区230円、3区250円 以後1地帯増すごとに20円加算。  対キロ区間制  基準賃率 44円90銭  2kmまで 基準賃率の2.00倍 5kmをこえ10kmまで 基準賃率の0.85倍 10kmをこえ15kmまで 基準賃率の0.75倍 15kmをこえ30kmまで 基準賃率の0.65倍 30kmをこえる部分 基準賃率の0.60倍  初乗運賃 170円	地帯制運賃 (津市内の特定地帯 5地帯を設定) 1区230円、2区260円、3区290円 以後1地帯増すごとに30円加算。  対キロ区間制  基準賃率 51円40銭  2kmまで 基準賃率の2.00倍 5kmをこえ10kmまで 基準賃率の0.90倍 10kmをこえ15kmまで 基準賃率の0.80倍 15kmをこえ30kmまで 基準賃率の0.70倍 30kmをこえる部分 基準賃率の0.60倍  初乗運賃 190円	申請どおり	14.1			
申請理由		モータリゼーションの進展、景気の低迷、中心市街地空洞化、少子化などの影響による利用者の減少に加え、燃料費の高騰等経費増加による収支悪化を改善するため。						
経常収支状況 及び 輸送人員	平成24年度実績				平成26年度(変更しない場合)			
	収入 (百万円)	原 価 (百万円)	損 益 (百万円)	収支率 (%)	収入 (百万円)	原 価 (百万円)	損 益 (百万円)	収支率 (%)
	5,894	7,487	△ 1,592	78.7	5,840	7,921	△ 2,081	73.7
	輸 送 人 員							
22年度 (百万人)	23年度 (百万人)	24年度 (百万人)	26年度推定 (百万人)					
26.6	26.5	25.9	25.0					

※四捨五入により一部数値が一致しない。

# 上限運賃変更を申請した乗合バス事業者の申請内容②-2

(参 考)

区 間	項 目	普通運賃			通勤定期(1ヶ月)			通学定期(1ヶ月)		
		現 行 (円)	変 更 (円)	値上率 (%)	現 行 (円)	変 更 (円)	値上率 (%)	現 行 (円)	変 更 (円)	値上率 (%)
	初乗運賃	170 (170)	190 (180)	11.8 (5.9)	7,340 (7,340)	7,980 (7,340)	8.7 (0.0)	5,870 (4,000)	5,130 (4,000)	△ 12.6 (0.0)
津駅前	～ 三重会館前	210 (210)	230 (220)	9.5 (4.8)	9,170 (9,170)	10,080 (9,170)	9.9 (0.0)	6,970 (5,000)	6,210 (5,000)	△ 10.9 (0.0)
近鉄四日市	～ 三重団地	420 (380)	490 (370)	16.7 (2.8)	18,350 (15,600)	20,580 (15,600)	12.2 (0.0)	14,680 (8,500)	13,230 (8,500)	△ 9.9 (0.0)
桑名駅前	～ 西桑名ネオポリス	670 (540)	790 (560)	17.9 (3.7)	26,910 (22,940)	29,580 (22,940)	9.9 (0.0)	23,120 (13,000)	21,330 (13,000)	△ 7.7 (0.0)
名古屋・栄	～ 大山田団地	1,220 (1,000)	1,460 (1,030)	19.7 (3.0)	42,820 (36,390)	45,660 (36,390)	6.6 (0.0)	27,280 (15,000)	21,600 (15,000)	△ 20.8 (0.0)
割 引 率				割 引 率						
通勤定期(1ヶ月)				通勤定期(1ヶ月)						
現 行		変 更		現 行		変 更				
2割5分引き ただし、10キロをこえるものは 5割引き		3割引き ただし、10キロをこえるものは 6割引き		4割引き ただし、15キロをこえるものは 8割引き		6割引き ただし、15キロをこえるものは 10割引き				

※区間の( )内は、当該バス事業者が上限運賃の範囲内で定める実施運賃額。

# 東海ブロック

## 三重交通(株)

### (1) 申請事業者の概要(平成24年度)

代表者名	資本金 (百万円)	株 主 (%)	事業収入ウエイト及び経常収支率				
			事業別	規 模	収入ウエイト	収支率	
取締役社長 くもい けい 雲井 敬	4,017 百万円	1. 三重交通グループ ホールディングス(株) 100.0	一般路線	522両	32.2%	81.7%	
			みなし4条	23両	0.8%	35.6%	
			高速バス	23両	3.7%	86.2%	
			一般貸切	284両	29.3%	113.3%	
			貨物	29両	1.0%	112.7%	
			その他		33.0%	159.5%	
			その 他の 内 訳	旅行		5.0%	117.2%
				自家用管理		5.6%	135.2%
				管理受託		9.7%	101.9%
				整備		2.6%	141.2%
貸賃		7.5%		290.7%			
		保険		2.3%	187.4%		
		広告		0.3%	162.1%		
全事業				100.0%	107.0%		
					[ 112.0% ]		

※ 一般路線運送収入 5,635,464 千円  
 総従業員数 1,250 名  
 配当額 408,313 千円

※ ( )内は補助金込み収支率



## 三重交通(株)の上限運賃改定に係る参考資料

### I. 一般事項

#### 1. 今回の運賃改定の申請に係る地元の反響

申請翌日の4/1(火)に、津市政記者クラブへ記者発表を行ったところ、翌朝以降の紙面で新聞4紙が申請の事実を報道した。

【別紙1-1,2参照】

また、6/19(木)に開催された、「三重県生活交通確保対策協議会」において口頭説明した。その際伊勢志摩地域(鳥羽市)住民代表の委員から、平成17年より三重交通(株)が実施している通学定期券の割引は利用者にとってはありがたいが、乗合バス事業の収入確保に影響がないのか質問があった。三重交通(株)取締役バス営業部長(当時)中島委員より、三重県内の高校生の減少にもかかわらず、利用者数増加、増収となった旨説明し、定期券運賃について据え置くことに理解を求めた。

その他報道やHPプレスリリース掲載について、利用者から大きな反響は無く、4月以降(消費税改定後)の区間運賃について数件の問い合わせが来ている程度。

なお、県庁所在地である津市にて、「乗合バス事業者(三重交通株式会社)の上限運賃変更認可申請事案に係る「説明及び意見を聴く会」」を7/9(水)に開催予定であり、6/25(水)に開催について国土交通省において記者発表を行った。同日、三重交通(株)も津市政記者クラブへ記者発表を行い、開催案内をバス車両及び主要ターミナルへ掲示、HPプレスリリース掲載を行った。

#### 2. 住民の運賃改定に関する負担感等について

##### (1) 鉄軌道との比較(現行、改定後)

鉄道並行区間における乗合バス運賃は、三岐鉄道北勢線桑名駅前～阿下喜間との比較で、現行1.43倍であり、改定後は1.47倍の見込み。

##### (2) エリア内各事業者の概要【別紙2参照】

### II. 会社の状況

#### 1. 経営方針としての乗合バス事業の位置づけについて

經常収入において乗合バス事業の全業に占める割合は36.7%で、そのうち一般バス事業は32.2%、高速バス事業は3.7%と一般バス事業は収入面では基幹事業となっているが、収益面では赤字基調の乗合バス事業に対して、黒字の貸切バス事業、旅行事



業、及び賃貸事業等の付帯事業が内部補助を行い支えている実情にある。今後、更に乗合バス、貸切バス、旅行事業等のバス関連事業における経営環境が厳しさを増すことが予想されるため、一般バスの収支改善が喫緊の課題となっている。

## 2. 今回の改定を契機とした合理化策について

車両延命による車両購入費の抑制、デジタルタコグラフ導入によるエコドライブの実践等を行っている。

ダイヤ・運行面の効率化も課題であるが、これまでも一部時間帯の減便や系統の廃止を行っており、キロ当たりの輸送人員を改善しているが、過度の減便等は利用者離れに直結しかねないため、運行系統・時間帯・利用区間等の乗降調査を定期的実施、詳細な分析を行うとともに、乗務員からも聞き取りを行い利用実態の把握に努める。また、平成27年度にはICカードシステムを導入予定であり、乗降区間や運行時間帯ごとのデータ集積を行い、効率的且つ利便性を損なわないダイヤ編成を行っていく。

## 3. 乗客サービスの充実、バリアフリー対策等快適なバス利用促進のための施策について

- (1) インターネットによる詳細な時刻・運賃問い合わせサービスの提供を実施している。また、四日市地区にてバスロケーションシステムを構築し、利用促進を図っている。
- (2) 車両の個別管理を徹底し、車両延命により車両購入費を抑制する一方、ノンステップバス・ワンステップバスなどの導入を積極的に進め、快適にバスを利用できる環境を整備する。
- (3) 改定後の運賃はバス車内のみならず、ホームページ、主要バス停での掲示等を通じてわかりやすい告知を進める。

## 4. 安全対策の基本方針について

- (1) 次の安全に関する基本方針等を掲げている。

### I. 安全に関する基本方針

1. 事業活動においては、お客様の安全確保を第一に考える。
2. 安全確保のため、日ごろから危険要因の排除に努め、絶えず見直しを実施する。
3. 安全に関する教育、研修、訓練等を適時適切に実施する。
4. 常に安全意識を高く持ち、社会の変化に対応しつつ確固とした体制を目指し、法令遵守を徹底する。
5. 事故、災害が発生した場合には、お客様の救護を最優先に行い、他の機関と連携を密にし、被害の拡大防止、早期復旧を図るとともに輸送の安全に関する情報について、積極的に公表する。

### II. 安全重点施策

・「無事故は使命」「思いやりとプロの自覚」をスローガンに、利用者に信頼され親しまれるバスを目指している。

## (2) 具体的取組み

- ・安全統括管理者を委員長とした社内及びグループ運輸会社管理者から構成される事故防止対策委員会を年4回開催し、安全輸送とサービス向上への取組みとともに、事故防止の通年重点施策を策定した。また、5月に臨時事故防止対策委員会を開催し、前年度の取組み総括とともに新年度の取組みを決定した。
- ・事故防止対策委員会で決定した取組み事項及び緊急性のある事項については、区長・事業所長（統括運行管理者）会議を開催し、各運行管理者並びに乗務員への周知を図るとともに各営業所における具体的な取組みを策定した（[定例会議] 7月、9月、12月、3月 [臨時会議] 5月、9月、1月（2回））。
- ・全乗務員を対象に事故防止と接客向上に向けた講習会を実施する等、「安全輸送とサービス向上運動」を実施した（年4回）。運動期間の初日及び最終日には、本社管理スタッフによる営業所立合を実施、始業点呼において適切な指示がされているか確認を行うとともに、必要に応じて助言と指導を実施。また、講習会においては緊急時の対応マニュアルの確認を行った。
- ・管理部門並びに現業部門社員の運転記録証明書を取得し、有効な免許証であることの確認をするとともに社員の安全意識の向上を図った。
- ・運転士に対して、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適性診断を受診させ、安全運転の意識を高めた。
- ・運転士の安全意識並びに周辺交通からの視認性向上を目的として、デイライトオン走行運動を実施。
- ・睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査を実施し、健康管理に役立てている。

## (3) 輸送の安全に関して実施した教育及び研修

- ・安全意識並びに運行管理業務の向上を図るため社内研修を実施した。
- ・独立行政法人自動車事故防止対策機構が実施する運行管理者一般講習を受講した。
- ・運輸安全マネジメントに関する講習を受講した。
- ・配属後1年及び5年を経過した運転士に対し、運転士の心構えと基本運転技能を再確認する研修を実施した。
- ・新規採用及び社内登用運転士の初期教育を実施した。
- ・社外の安全運転研修を実施した。
- ・事故及び苦情発生者研修を実施した。

(4) 専任添乗指導員による添乗指導を行い、運転士の安全面、サービス面の質の向上に努めている。

(5) 飲酒運転防止の継続的な取組みとして乗務員に貸与している携帯型アルコール検知器を代替した。

(6) 運転免許証の確認をより確実にするため、IC免許証リーダーを導入した。

5. 過去1年間における大きな事故

事故件数 車内事故2件

### Ⅲ. 地方路線維持の状況

1. 赤字路線に対する対策、関係自治体との協働、連携の状況について

(1) みえ交通安全・環境フェスタにおける広報啓発〔主催：三重運輸支局・三重県自動車会議所〕

交通安全意識の高揚と、交通分野の環境問題について認識していただくため、低公害車（CNGバス車両）の展示、バス制服試着コーナーを出展。

(2) 三重県・三重県バス協会と連携したイベント事業の実施

・バスの日関連

① 三重県内の小学生以下を対象に「絵画コンテスト」を実施

② バスの乗り方教室及びバリアフリー教室の開催

③ 記念品贈呈 乗合バス定期券及び回数券購入者に「エコバッグ」贈呈

④ バスの日当日に県内主要鉄道駅バス乗り場にてバス利用促進広報啓発を実施

・県内各地で開催されるイベント行事での広報啓発

① バス制服試着コーナー及びお絵かきバスの出展

② ノンステップバス・ハイブリッドバスの展示

2. 地方自治体が行っている助成内容と自治体との協調について

・路線の休廃止状況、みなし4条の状況、地方自治体による支援状況

① 路線休廃止：平成24年3月31日に上野山添線廃止

② みなし4条路線：11市町村22路線 補助額261,423千円

③ 地方自治体による支援状況：国庫補助路線に対する補助277,029千円（三重県・奈良県・和歌山県）

※ 25年度 国庫補助路線45系統 318,800千円（国）

その他不採算路線に対する欠損額補助34,188千円（10市町村8路線）

## 趣 旨

国土交通省自動車局では、道路運送法第9条第1項に基づき事業者から申請された乗合バスの運賃改定事案(以下「申請事案」という。)について適正な審査を行うことを目的として、当該申請事案に係る乗合バス路線の利用者から意見を聴くため、「説明及び意見を聴く会」を開催することとしています。

これは、消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定、平成24年7月20日一部改定)において、「公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保」が明記されるなど、運賃改定審査の過程で、可能な限り公聴会の場を設定することが求められていることを踏まえ、実施しているものです。

## 消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定、平成24年7月20日一部改定)(抜粋)

【具体的施策】1(2)ア 消費者取引の適正化を図るための施策を着実に推進します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
67-2	公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保を保つ観点から、以下の施策について検討し、取り組みます。 ② <u>公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保</u>	消費者庁 消費者委員会 各公共料金等所管省庁	速やかに着手し、継続的に実施します。

# 津市内乗合バス事業者の運賃改定申請事案に係る「説明及び意見を聴く会」の開催について

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

中部運輸局同時記布

平成26年6月25日

自動車局  
旅客課

## 乗合バス事業者（三重交通株式会社）の上限運賃変更認可申請事案に係る「説明及び意見を聴く会」の開催について

国土交通省自動車局では、道路運送法第9条第1項に基づく乗合バスの上限運賃変更認可申請事案（以下「申請事案」という。）について適正な審査を行うことを目的として、当該申請事案に係る乗合バス路線の利用者から意見を聴くため、「説明及び意見を聴く会」を開催することとしています。

今般、本年3月31日に申請された津市内の三重交通㈱の申請事案に係る「説明及び意見を聴く会」（事務局：中部運輸局自動車交通部旅客第一課）を下記のとおり開催することとしましたので、お知らせします。

なお、本会は公開で行い、傍聴が可能です。

### 記

#### 1. 実施日時・場所

日時：平成26年7月9日（水）18:00～20:00

場所：プラザ洞津 3F孔雀の間（別紙1参照）  
津市新町1-6-28（TEL 059-227-3291）

#### 2. 対象者

利用者 定員90名

#### 3. 開催内容

- ・申請事業者（三重交通㈱）から参加した利用者に対する申請事案の内容の説明
- ・参加した利用者からの意見の陳述（事務局による書面提出意見の読み上げを含む。）

#### 4. 参加申込方法（利用者向け）

- ・意見を述べようとする方又は傍聴を希望する方は、参加申込票（別紙2）を記入し、FAX、郵送又はE-mailでお申し込みください。
- ※取得した個人情報については、本件に係るご連絡以外には使用いたしません。

#### 5. 書面による意見提出方法（利用者向け）

- ・書面による意見を提出する方は、次の事項を添えて、FAX、郵送又はE-mailで提出してください。

【必要項目】 ①住所 ②氏名 ③電話番号 ④意見

※頂いた情報については、利用目的の範囲内で適切に取り扱います。

#### 6. 申込・提出先

- ・〒460-8528  
名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館  
中部運輸局自動車交通部旅客第一課
- 【FAX】052-961-0816
- 【E-mail】kitaguchi-k56nc@cbt.mlit.go.jp

#### 7. 申込・提出期限

- ・平成26年7月7日（月）17:45まで  
（郵送の場合は平成26年7月7日（月）必着分まで）

#### 8. 発言時間

- ・意見を述べる時間は1人5分程度とさせていただきます。
- ※本会は、広く利用者の意見を聴く場ですので、討論にわたる発言はご遠慮願います。

#### 9. 取材申込方法（マスコミ向け）

- ・取材を希望される場合は、取材登録票（別紙3）を記入し、平成26年7月7日（月）17:45までに以下の問い合わせ先（事務局）に、FAX又はE-mailでご登録ください。
- 【FAX】052-961-0816
- 【E-mail】kitaguchi-k56nc@cbt.mlit.go.jp

#### 10. ご意見の取扱い

- ・「説明及び意見を聴く会」で陳述された利用者からの意見及び書面提出意見については、今後予定されている、国土交通大臣の諮問機関である運輸審議会の審議の際に、自動車局旅客課から報告いたします。

#### 11. その他

- ・意見を述べようとする方において、当該事案の申請書及びその他関係書類について閲覧を希望される場合は、事務局（下記参照）あてにご連絡ください。

プレス発表に加えて、津市及び関係自治体のHPにおいても広報を実施。また伊勢新聞、中日新聞に記事が掲載された。【別紙1-3参照】